官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件（厚生労働一四七）　二
○精米の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産六四九）　三
○精米についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同六五〇）
○植物性たん白の日本農林規格の一部を改正する件（同六五一）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境五三）

〔その他告示〕
○原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件（国家公安委一一）　四
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同一二）
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同一三）
○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（デジタル庁・法務三）　五
○棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件（総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境一）
○ベトナム社会主義共和国におけるベトナム国家イノベーション・センター活性化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（外務一四〇）
○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための基礎的な住環境及び保健医療サービスの整備並びに生計向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同一四一）
○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための持続可能な固形廃棄物管理計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同一四二）　五
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（財務・農林水産・経済産業二）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通三二四～三三二）　七

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕
内閣　防衛省　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配四）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
内閣共済組合定款の一部変更関係　三〇
会社その他

法規的告示

○厚生労働省告示第百四十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成三十一年厚生労働省告示第六十六号）の一部を次の表のように改正し、告示の日から適用する。

令和七年四月二十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（介護分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　介護分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下この条において「一号特定技能外国人」という。）を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させない場合には、第二号を除く。）のいずれにも該当することとする。 一　一号特定技能外国人を受け入れる事業所が、介護等の業務を行うものであること。 二　一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する場合にあっては、実務経験等を有する一号特定技能外国人のみを当該業務に従事させ、かつ、一号特定技能外国人を当該業務に従事させること等について事業所が利用者等に対する説明を行うことのほか、次に掲げる事項を遵守することとしていること。 イ　一号特定技能外国人に対し、利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の基本事項、生活支援技術、利用者等とのコミュニケーション並びに日本の生活様式その他当該業務に必要な知識及び技能を習得させる講習を行うこと。 ロ　一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する際、従事し始めた時から当該一号特定技能外国人が当該サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、当該サービスの提供に係る責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。 ハ　一号特定技能外国人が従事する利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の内容等に関して、当該一号特定技能外国人に対して丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、従事させる業務の具体的な内容、当該一号特定技能外国人の将来におけるキャリアの目標並びにそれらに対して事業所が行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成すること。 ニ　一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において受けるハラスメント等を防止するため、当該ハラスメントに関する相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずること。	（介護分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　介護分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。 一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下この条において「一号特定技能外国人」という。）を受け入れる事業所が、介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）を行うものであること。

（新設）

ホ	一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他の必要な環境整備を行うこと。
三・四	（略）
五	協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
六	（略）
七	介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

二・三	（略）
（新設）	
四	（略）
五	介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

○農林水産省告示第六百四十九号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、精米の日本農林規格（令和三年農林水産省告示第二千七十三号）（ＪＡＳ〇〇一七）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年五月二十一日から施行する。

令和七年四月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百五十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、精米についての取扱業者の認証の技術的基準（令和三年農林水産省告示第二千七十八号）の一部を次のように改正し、令和七年五月二十一日から施行する。

令和七年四月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百五十一号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、植物性たん白の日本農林規格（昭和五十一年農林省告示第八百三十八号）（ＪＡＳ〇八三八）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年五月二十一日から施行する。

令和七年四月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○環境省告示第五十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月二十一日

環境大臣　浅尾慶一郎

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　東芝環境ソリューション株式会社

ロ　住所　神奈川県横浜市鶴見区寛政町二十番一号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　吉田　久律

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

イ　栃木県那須塩原市山中新田字前原三十九番四

ロ　埼玉県川越市むさし野三十七番一

ハ　埼玉県白岡市上野田字北下原千四百四十七番一、千四百五十七番七及び千四百五十七番八

ニ　東京都足立区新田二丁目四番四

ホ　神奈川県横浜市戸塚区戸塚町字十九ノ区四千六百二十一番一

ヘ　神奈川県川崎市川崎区扇島七番

三　無害化処理の用に供する施設の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）の分解施設

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

令和七年三月二十五日

六　縦覧場所

イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

ロ　関東地方環境事務所資源循環課

ハ　栃木県環境森林部資源循環推進課

ニ　那須塩原市環境戦略部サーキュラーエコノミー課

ホ　埼玉県環境部産業廃棄物指導課

ヘ　川越市環境部産業廃棄物指導課資源化センター内収集管理棟一階

ト　白岡市生活経済部環境課

チ　東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

リ　足立区新田区民事務所

ヌ　神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

ル　横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課

ヲ　戸塚区総務部区政推進課広報相談係

ワ　川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

カ　川崎区役所

ヨ　川崎区役所大師支所

タ　川崎区役所田島支所

その他告示

○国家公安委員会告示第十一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年三月二十六日付けをもつて次のとおり原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年四月二十一日　　国家公安委員会委員長　坂井　学

型式認定番号	原動機を用いる身体障害者用の車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K25―1	自動折りたたみ式電動３輪カート Ｄｉ　Ｂｌａｓｉ　R30（A）	株式会社メグム 福岡県糸島市志登130―１

○国家公安委員会告示第十二号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年三月二十六日付けをもつて次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年四月二十一日　　国家公安委員会委員長　坂井　学

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N25―33	ＶＡＣＡＮＺＥ　ｎｅｏ―Ｇ ＮＥ―25―020	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地１―１―９
交　N25―34	ＦＥＳＣＲＯＳＳ　ｎｅｏ―Ｇ ＴＢ―25―009	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地１―１―９
交　N25―35	ＦＥＶＨ206ＢＨＲ ＦＥＶＨ206ＢＨＲ	大日産業株式会社 京都府京都市東山区一橋宮の内町15
交　N25―36	Ｋ―ＦＯＲＣＥ ＤＫＦ―25	株式会社アキボウ 大阪府堺市北区中百舌鳥町５丁目758
交　N25―37	丸石アシスト ＡＳＭ203ＴＹ	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684―１
交　N25―38	丸石アシスト ＡＳＳＴ277ＴＹ	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684―１
交　N25―39	電動アシスト自転車　ＰＯＲＴＥＲ―ＭＡＸ ＥＣ―Ｊ20Ａ	株式会社弘進 大阪府大阪市東住吉区中野１―２―５日商商事ビル２Ｆ
交　N25―40	20インチ電動アシスト自転車：Ｗｏｗｃａｔ　Ｃ１ Ｗｏｗｃａｔ―Ｃ１	Wowcat co., LTD Room 501―2, No.18―90 Changwu Middle Road, Changzhou City, Jiangsu Province, China
交　N25―41	電動アシスト自転車　ＡＤＯ　ＥＢＩＫＥ Ａｉｒ　Ｃａｒｂｏｎ	ＡＤＯ株式会社 東京都杉並区阿佐ヶ谷北４―28―11ダイヤマンション101
交　N25―42	ＭＸ―Ｅ ＦＭＸＥ―25	株式会社アキボウ 大阪府堺市北区中百舌鳥町５丁目758

○国家公安委員会告示第十三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年三月二十六日付けをもつて次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年四月二十一日　　国家公安委員会委員長　坂井　学

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A25―33	ＶＡＣＡＮＺＥ　ｎｅｏ―Ｇ ＮＥ―25―020	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地１―１―９
交　A25―34	ＦＥＳＣＲＯＳＳ　ｎｅｏ―Ｇ ＴＢ―25―009	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地１―１―９
交　A25―35	ＦＥＶＨ206ＢＨＲ ＦＥＶＨ206ＢＨＲ	大日産業株式会社 京都府京都市東山区一橋宮の内町15
交　A25―36	Ｋ―ＦＯＲＣＥ ＤＫＦ―25	株式会社アキボウ 大阪府堺市北区中百舌鳥町５丁目758
交　A25―37	丸石アシスト ＡＳＭ203ＴＹ	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684―１
交　A25―38	丸石アシスト ＡＳＳＴ277ＴＹ	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684―１
交　A25―39	電動アシスト自転車　ＰＯＲＴＥＲ―ＭＡＸ ＥＣ―Ｊ20Ａ	株式会社弘進 大阪府大阪市東住吉区中野１―２―５日商商事ビル２Ｆ
交　A25―40	20インチ電動アシスト自転車：Ｗｏｗｃａｔ　Ｃ１ Ｗｏｗｃａｔ―Ｃ１	Wowcat co., LTD Room 501―2, No.18―90 Changwu Middle Road, Changzhou City, Jiangsu Province, China
交　A25―41	電動アシスト自転車　ＡＤＯ　ＥＢＩＫＥ Ａｉｒ　Ｃａｒｂｏｎ	ADO株式会社 東京都杉並区阿佐ヶ谷北４―28―11ダイヤマンション101

○デジタル庁法務省告示第三号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、令和七年三月二十八日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

令和七年四月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐

1　認定認証業務の名称　my電子証明書
2　認定認証業務を行う者の名称　my FinTech株式会社
3　認定認証業務を行う者の住所　東京都港区虎ノ門四丁目１番28号

○総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第一号

棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を次のとおり指定する。

令和七年四月二十一日

総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

指定棚田地域は、次の表の市町村名欄に掲げる市町村の区域のうち、旧市町村名欄に掲げる旧市町村の区域（昭和二十五年二月一日における市町村の区域をいう。）とする。

区域		
都道府県名	郡名	市町村名	旧市町村名
長野県	北安曇郡	池田町	池田町、会染村、七貴村
徳島県	阿波市		大俣村

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○外務省告示第百四十号

令和七年二月二十七日にハノイで、ベトナム社会主義共和国におけるベトナム国家イノベーション・センター活性化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ベトナム国家イノベーション・センター活性化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億九千九百万円
3　署名者
日　本　側　伊藤直樹在ベトナム大使
国際連合開発計画側　ラムラ・カリディ在ベトナム事務所代表

令和七年四月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百四十一号

令和七年二月二十五日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための基礎的な住環境及び保健医療サービスの整備並びに生計向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための基礎的な住環境及び保健医療サービスの整備並びに生計向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億五千万円
3　署名者
日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使
国際連合難民高等弁務官事務所側　スンブル・リズビ在バングラデシュ事務所代表

令和七年四月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百四十二号

令和七年三月十日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための持続可能な固形廃棄物管理計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コックスバザール県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための持続可能な固形廃棄物管理計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億二千万円
3　署名者
日　本　側　高橋直樹在バングラデシュ臨時代理大使
国際連合開発計画側　ステファン・リラー在バングラデシュ事務所代表

令和七年四月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○財務省、農林水産省、経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月二十一日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地
(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：（新設）	営業所又は事務所の名称：営業部スタートアップ出張所
郵便番号：（新設）	郵便番号：104―0028
所在地：（新設）	所在地：東京都中央区八重洲二丁目２番１号
電話番号：（新設）	電話番号：03―6695―6770

(2)　変更年月日
令和７年４月21日
(3)　変更の理由
出張所設置のため

○国土交通省告示第三百二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岐阜県大野郡白川村大字飯島字下田保木一三九六番一一から同県大野郡白川村大字小白川字出崎六七〇番一地先まで	前	最大 一三四	五八〇〇
		最小 二一	
	後	最大 一三四	
		最小 二一	

○国土交通省告示第三百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南砺市竹林一〇七六番から同市竹林五七五番四まで	前	最大 三一	三一
		最小 二七	
	後	最大 三九	
		最小 二七	
南砺市成出字カクインタキ一番三地先から同市成出字カクインタキ一番四まで	前	最大 六〇	九一
		最小 二三	
	後	最大 六〇	
		最小 二三	

○国土交通省告示第三百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　東北横断自動車道いわき新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福島県河沼郡会津坂下町大字東松字松曽祢丙一六一八番一から同県河沼郡会津坂下町大字東松字松曽祢丙一六一九番一まで	前	最大 五九	三六九
		最小 四二	
	後	最大 五九	
		最小 四二	
福島県耶麻郡西会津町大字束松字峠丁六番八から同県耶麻郡西会津町野沢字荒田甲一五三七番四まで	前	最大 一七一	五九八一
		最小 二四	
	後	最大 一七一	
		最小 二四	

○国土交通省告示第三百二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　中国横断自動車道岡山米子線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
高梁市有漢町有漢字前五四八七番五から同市有漢町有漢字前五四八七番三まで	前	最大 二二	一二
		最小 二一	
	後	最大 二六	
		最小 二二	

○国土交通省告示第三百二十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　北関東自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
栃木県下都賀郡壬生町大字国谷字台畑一九一一番二から同県下都賀郡壬生町大字国谷字谷向一五一五番一まで	前	最大 三〇六	三六八
		最小 六三	
	後	最大 三二三	
		最小 六三	

○国土交通省告示第三百二十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
日立市宮田町字山神三四二六番一	前	最大 七一	三六
		最小 二三	
	後	最大 七三	
		最小 二三	

○国土交通省告示第三百三十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
日立市大久保町字見附下二四〇六番一	前	最大 六三	四七
		最小 二二	
	後	最大 六六	
		最小 二二	

○国土交通省告示第三百三十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　中国横断自動車道広島浜田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
広島市安佐南区判西二丁目二六〇三番四から同市安佐南区判西二丁目三三三八番二まで	前	最大 一〇六	六九
		最小 八七	
	後	最大 九九	
		最小 七六	

○国土交通省告示第三百三十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
朝倉市杷木寒水字クリナラ四二七番二から同市杷木寒水字尾迫二三九番まで	前	最大 七二四	四一
		最小 一九四	
	後	最大 七二四	
		最小 一九四	

国会事項

衆議院

議案送付

四月十七日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

船員法等の一部を改正する法律案

災害対策基本法等の一部を改正する法律案

質問書提出

四月十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

マイナンバーカードの更新手続の存在が保険診療の円滑な受診を阻害する可能性等に関する質問主意書（山井和則提出）

再エネ賦課金に関する質問主意書（島田洋一提出）

議事日程

四月十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十号

令和七年四月十八日（金曜日）

午後一時開議

第一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　日本学術会議法案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

議事日程

四月十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十五号

令和七年四月十八日（金曜日）

午前十時開議

第一　電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

四月十七日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

船員法等の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

報告書提出

四月十七日委員長から次の報告書を提出した。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）審査報告書

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）審査報告書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二七号）審査報告書

人事異動

内　閣

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　福本　茂伸
辞職を承認する
（内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当））内閣府事務官　茂呂　賢吾
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（以上四月十七日）

防　衛　省

（防衛大学校長）防衛教官　久保　文明
自衛隊法第四十四条の七第二項の規定による勤務延長の期限の到来により令和七年三月三十一日限り退職
（大臣官房審議官）防衛書記官　中村　晃之
退職を承認する（以上三月三十一日）
久保　文明
防衛教官（防衛大学校長）に採用する（自衛隊法第三十六条の二第一項による）
任期は令和八年三月三十一日までとする
（大臣官房参事官）防衛書記官　奥田　健
大臣官房審議官に昇任させる
原田　卓三
防衛書記官（大臣官房参事官）に採用する（以上四月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ジンバブエの独立記念日につき、四月十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

産　業

日本産業規格

令和７年４月21日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年４月21日　経済産業大臣　武藤　容治

記

制定された日本産業規格

（認定機関　一般社団法人日本鉄鋼連盟　申出）

鉄及び鋼―バナジウム定量方法―第１部：過マンガン酸カリウム酸化硫酸アンモニウム鉄（Ⅱ）滴定法	G1221―１
鉄及び鋼―バナジウム定量方法―第２部：Ｎ―ベンゾイル―Ｎ―フェニルヒドロキシルアミン抽出分離吸光光度法	G1221―２

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

エアコンディショナ―第１部：直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法	B8615―１
ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法	C3005
家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ―第１部：一般要求事項	C8283―１
工業用プラグ，固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット	C8285
家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ―第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	C8462―21
家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ―第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	C8462―22

（認定機関　一般社団法人日本鉄鋼連盟　申出）

鉄及び鋼―化学成分定量用試料の採取及び調製	G0417
鋼の浸炭硬化層深さ測定方法	G0557
鋼の炎焼入及び高周波焼入硬化層深さ測定方法	G0559
鉄及び鋼―銅定量方法―吸光光度法	G1219
鉄筋コンクリート用棒鋼	G3112
自動車構造用熱間圧延鋼板及び鋼帯	G3113
高圧ガス容器用鋼板及び鋼帯	G3116
鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯	G3132
自動車用加工性熱間圧延高張力鋼板及び鋼帯	G3134
自動車用加工性冷間圧延高張力鋼板及び鋼帯	G3135
熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状，寸法，質量及びその許容差	G3193
機械構造用合金鋼鋼管	G3441
一般構造用炭素鋼鋼管	G3444
機械構造用炭素鋼鋼管	G3445
一般構造用角形鋼管	G3466
高炭素クロム軸受鋼鋼材	G4805

（認定機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）

環境マネジメントシステム―要求事項及び利用の手引	Q14001
適合性評価―技能試験提供者の能力に関する一般要求事項	Q17043

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

乗用車，トラック及びバス用タイヤ―転がり抵抗試験方法―単一条件試験及び測定結果の相関	D4234

（認定機関　一般社団法人日本鉄鋼連盟　申出）

鉄及び鋼―バナジウム定量方法	G1221

公　　告

諸　　事　　項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和７年４月21日　　経済産業大臣　武藤　容治

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社一畑友の会	島根県松江市朝日町661番地	友第6007号	令和７年３月17日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和７年４月21日　　中国経済産業局長　實國　慎一

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、令和７年６月20日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和７年６月20日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
株式会社一畑友の会	島根県松江市朝日町661番地	令和７年３月17日

記

あて先　〒730―8531　広島県広島市中区上八丁堀６番30号
中国経済産業局産業部消費経済課
電話082―224―5671

様式

申　　出　　書

中国経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

令和７年４月21日
神奈川県横浜市鶴見区豊岡町一八番一号
（甲）東亜リアルエステート株式会社
代表取締役　廣井　勝利
東京都千代田区神田司町二丁目二番地七
（乙）東亜ビルテック株式会社
代表取締役　内山　敏一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和７年４月二十一日
神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号
（甲）鎌倉キャピタル合同会社
代表社員　金谷　正文
東京都小金井市東町五丁目三〇番一号
（乙）合同会社ガオガオエナジー
代表社員　小口　裕太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は、株式会社エスアンドエスです。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和７年４月二十一日
札幌市中央区南四条西二十四丁目一―二九
エスアンドエス合同会社
代表社員　鈴木　善博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和７年４月二十一日
岩手県北上市村崎野一四地割四八五―二―五
日興電合同会社
代表社員　帯川　峰彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和７年４月二十一日
東京都新宿区南元町九―七ライオンズ外苑の杜七〇一　合同会社Ａｎｄ　Ｃｏ.
代表社員　淺野　偉之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和７年４月二十一日
東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号　西新宿水間ビル二Ｆ　合同会社ＩＶＹ
代表社員　福井　和輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和７年４月二十一日
東京都板橋区中台一―三六―五
合同会社ＳｔａｒｓＰａｉｎｔ
代表社員　松井　悠拳

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。
組織変更後の名称は本屋敷集落会とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。
令和７年４月二十一日
新潟県十日町市本屋敷丁一〇九四番地二
本屋敷生産森林組合
組合長理事　羽鳥　隆幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和７年５月二十二日であり、組織変更後の商号はエンビューティワークス株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和７年４月二十一日
三重県員弁郡東員町大字北大社一五四六番地五　エンビューティワークス合同会社
代表社員　三枝　直樹

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。
令和７年３月31日
内閣共済組合代表者
内閣総理大臣　石破　茂

第16条中「第10号の３」を「第10号の５」に改める。
第29条第１項の表中「8.00／1,000」を「12.11／1,000」に、「16.00／1,000」を「24.22／1,000」に改め、同条第２項中「8.00／1,000」を「12.11／1,000」に改め、同条第３項中「1.34／1,000」を「1.17／1,000」に改める。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。
２　変更後の第29条第１項から第３項までの規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二日
掲載頁　五十二頁（号外第七十五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二日
掲載頁　五十三頁（号外第七十五号）
令和七年四月二十一日
北海道北広島市大曲二七九番地七〇
（甲）株式会社札幌ファニチァー
代表取締役　青木　愛里
北海道北広島市大曲二七九番地七〇
（乙）サッポロファニチァー株式会社
代表取締役　青木　愛里

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和七年四月七日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十七日
掲載頁　一八六頁（号外第一五四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月十三日
掲載頁　六十二頁（号外第一四二号）

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十二日であり、組織変更後の商号は株式会社ウェルビーイングとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

兵庫県西宮市大浜町一番五八―五〇一号

合同会社ウェルビーイング

代表社員　佐藤　彰啓

組織変更公告

当組合は、生産森林組合の組織を変更して認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

組織変更後の名称は、大谷区森林部とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、貸借対照表は主たる事務所に備えおいてあります。

令和七年四月二十一日

兵庫県美方郡香美町香住区大谷二五〇番地

大谷生産森林組合

組合長理事　山本　克吉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十七日であり組織変更後の商号はK&REALプロパティ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

兵庫県姫路市伊伝居六四五番地五

K&REALプロパティ合同会社

代表社員　毛利　在宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目四番三―三〇二号

合同会社Ｌｅｔ’ｓ

代表社員　田中　英浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

福岡市南区野多目六丁目一一番三八号

エムエム合同会社

代表社員　松井　秀二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

福岡県福岡市博多区御供所町二番五三―四〇三号

合同会社ティーズ総合会計

代表社員　滝口　綾子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

北海道虻田郡ニセコ町字本通三五番地三〇

ナガタ屋合同会社

代表社員　永田　貴徳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千六百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://jms-japan.net/officialnotice

令和七年四月二十一日

東京都大田区下丸子一丁目三番八号

ＪＭＳ株式会社

代表取締役　中野　恭男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千六百六十三万七千八百三十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/322264/announces

令和七年四月二十一日

東京都港区赤坂四丁目八番一九号赤坂フロントタウン三階

株式会社Ｃｏｎｏｒｉｓ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ

代表取締役　内山　幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億九千九百九十九万八千八百円から六億九千九百九十九万八千八百円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://hakki-africa.com/ir

令和七年四月二十一日

東京都港区芝浦一丁目一三番一〇号第3東運ビル八階

株式会社ＨＡＫＫＩ　ＡＦＲＩＣＡ

代表取締役　小林　嶺司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億七千九百二十一万六千四百二十円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二一五頁（号外第八十一号）

令和七年四月二十一日

静岡県榛原郡吉田町神戸一二三五番地

株式会社大川原製作所

代表取締役　大川原行雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の報告義務はありません。

令和七年四月二十一日

神戸市中央区中山手通一丁目九番五号

有限会社金山園

取締役　鎌倉　文忠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

山口県下関市本町四丁目一四番一三号

合同会社有歩道

代表社員　吉宗　誠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十二日

掲載頁　八十六頁（号外第二十八号）

令和七年四月二十一日

福岡市東区千早三丁目九番二三号

株式会社千早システムズ

代表取締役　手嶋　秀剛

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億九千五百七十八万四百七十一円減少し、四億六千五百五十八万八千七百六十円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/911299/announces

令和七年四月二十一日

東京都中央区銀座八丁目一七番一号ＰＭＯ銀座Ⅱ五階

テックタッチ株式会社

代表取締役社長　井無田　仲

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月十日に増資し、資本金の額を四億四千万円、資本準備金を二億九百九十八万六千九百四十七円とすることを条件に、資本金を三億四千万円減少し一億円に、資本準備金を一億九百九十八万六千九百四十七円減少し一億円とすることにいたしました。なお、資本金三億四千万円、資本準備金一億九百九十八万六千九百四十七円はそれぞれその他資本剰余金といたします。

効力発生日は令和七年六月十日であり、株主総会の決議は同年五月三十日に予定しています。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月十九日

掲載頁　九十三頁（号外第一四七号）

令和七年四月二十一日

東京都中央区日本橋室町四丁目六番二号

株式会社Ｗｅｌｌｏｎ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ

代表取締役　平井　章治

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月二十一日

東京都新宿区新宿一丁目二五番一四号

株式会社プリーマタイヤサプライズ

代表取締役　鷹取　道郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月二十一日

東京都中央区築地二丁目三番四号

杜陵印刷株式会社

代表取締役　大野　志郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月二十一日

東京都大田区矢口一丁目二五番一五号

日章電機株式会社

代表取締役　東島　哲二

新設分割公告並びに資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する株式会社コニース（東京都港区六本木五丁目三番二号）に対して当社の六本木事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

当社は、新設分割により新設するサイト・シン株式会社（東京都港区六本木五丁目三番二号）に対して当社の学芸大学事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社は、資本金の額を金六百七十九万三千四百四十五円、利益準備金の額を金百六十九万八千三百六十一円減少することにいたしました。

この会社分割または資本金及び準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月七日

掲載頁　三十九頁（号外第二十六号）

令和七年四月二十一日

東京都港区六本木五丁目三番二号

株式会社藤幸

代表取締役　宮﨑眞基子

任意清算公告

当法人は、令和七年三月十七日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

東京都千代田区神田神保町三丁目二三番地

新聞之新聞ビル四〇五

司法書士法人アンジュ

社員　小柳みちよ

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和七年五月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和七年四月二十一日

静岡県袋井市久能一八八七の五

株式会社リブライフ

代表取締役　鈴木　良伸

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億円減少し、八億一千八百万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年五月二十二日です。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0010/index.html

令和七年四月二十一日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｖｉｎｉｃｉｕｓ

取締役　長尾　誠

訂正公告

令和七年四月十一日（号外第八十二号）掲載の株式会社富士カーボン製造所に係る第五十三期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月二十一日

扱　店